

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成29年11月24日（平成29年（行情）諮問第455号）

答申日：令和元年8月1日（令和元年度（行情）答申第150号）

事件名：特定市で発見されたあか筒の可能性のある物体の処理に関する文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下、OPCW（化学兵器禁止機関を指す。以下同じ。）への申告に関しての外務省と環境省の事務連絡に関するものを「請求文書1」、あか筒の廃棄処理に関するものを「請求文書2」、地下水調査報告書に関するものを「請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、請求文書1につき別紙の2に掲げる文書1を保有していないとして不開示とし、請求文書2につき別紙の2に掲げる文書2の全部を不開示とし、請求文書3につき別紙の2に掲げる文書3（以下、文書1及び文書2と併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、文書1を保有していないとして不開示としたこと及び文書3を特定したことは妥当であるが、文書2のうち、別紙の3に掲げる部分を除いた部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月21日付け環保安発第1707213号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書に添付された資料の内容は省略する。）。

(1) 審査請求書

原処分により開示された書類は、「特定年度環境省請負 特定年度特定市Bにおける有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等に関する土壌・地下水・生体試料に係るジフェニルアルシン酸等分析業務 業務報告書 第II部 環境調査結果 特定年月a 独立行政法人 国立環境研究所」の抜粋であった。内容は、1枚目の表紙、

2枚目の目次，3枚目の「2 分析方法」，4枚目の「2-2 土壌試料の分析法」，5枚目の「2-3 地下水資料の分析法」，6枚目の「3-3 土壌サンプル試験調査のジフェニルアルシン酸等の分析結果」であった。

しかし，当方が平成28年9月21日付けで環境省に提出した行政文書開示請求書の「開示する行政文書の名称等」は，「特定年に特定市Aの民有地の工事現場で発見されたあか筒の可能性がある物体の処理に関する書類（OPCWへの申告に関しての外務省と環境省の事務連絡に関する書類，あか筒の廃棄処理に関する書類を含む）及び地下水調査報告書」であったが，原処分により開示された行政文書のどこにも特定市Aのあか筒の処理に関する記述はない。

(2) 意見書

ア OPCWへの申告に関して下記第3の1におけるOPCWへの申告に際しての外務省と環境省の事務連絡に関する書類は不存在との理由説明に対する反論

(ア) 化学兵器禁止条約の国内実施状況についての外務省の国内における「老朽化化学兵器事案（平成24年5月）国内における老朽化化学兵器事案」には，あか筒が発見された特定地域の事例と，毒ガスは発見されなかったがOPCWに申告がなされた特定市Cの事例が報告されている。（事例の概要は省略する。）

このように，大あか筒が発見された特定地域や毒ガス成分の可能性が浮上した特定市Cにおいては，過去においてOPCWへの申告がなされている。

(イ) 本件において，土中からあか筒の可能性のある物体が760個発見されているのであるから，特定地域同様，化学兵器禁止条約の対象のあか筒の存在の可能性が考えられる。また，特定市Cの事例に従えば，毒ガス成分が確定する以前からOPCWに申告しており，毒ガスの可能性があればOPCWに申告するのが一般的なこれまでの対応といえる。したがって，これまでの国の対応に従えば，あか筒の可能性が想定される本件（760個のあか筒の可能性のある物体）は申告されるのが当然であり，外務省とのやり取りの文書が存在する。

以上により，環境省が下記第3の1において，「不存在であることから，法9条2項の規定に基づき，不開示としたものである」との理由説明はこれまでの国の対応に合致せず，理由には根拠がない。

イ 法人に関する情報に関して下記第3の1における，法人に関する情報が，「公にすることにより当該法人の権利・・・利益を害する恐れがあるものを含んでいる」他により，すべて不開示との理由説明に対

する反論

(ア) 環境省がこれまでに毒ガス弾等の処理を法人と契約し処理した事例は開示されている。(事例の概要は省略する。)

(イ) (ア) で示したとおり、環境省は筆者の情報公開による開示や環境省ホームページにおいて、旧日本軍毒ガス弾に関連する汚染土壌等や化学弾の処理に関する情報を公開している。したがって、本件の企業のみが開示対象となる理由はない。

ウ 原処分に関して下記第3の2の「なお、原処分により開示した行政文書は、業務名及び報告書面上に特定市Aとの記載がないため本件開示請求に対応した文書ではないと誤解される・・・開示した部分は特定市Aの地下水を分析した結果について記載されているものである」ことから審査請求人の主張は当たらない、との理由説明に対する反論
(ア) 原処分により開示された書類は、6枚のみであり、そこに特定市Aの文字もあか筒の文字も存在しない。

審査請求人は、原処分により開示された書類6枚の残りを調べるために、2017年8月9日付けで、請求する行政文書の名称等を「「特定年度特定市Bにおける有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等に関する土壌・地下水・生体試料に係るジフェニルアルシン酸等分析報告書」のすべて。」とする行政文書開示請求書を環境省に送付した。

環境省は、「環保安発第1710121号 平成29年10月12日」付けで、「特定年度特定市Bにおける有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等に関する土壌・地下水・生体試料に係るジフェニルアルシン酸等分析業務報告書 第II部 環境調査結果」が開示されたが、そこにも特定市Aのデータは一切記されていない。

(イ) 特定市Aでは、特定年月bに老朽化したあか筒らしきものが61個発見されている。そして特定年月日a付け「参考資料 (お知らせ) 旧陸軍特定施設跡地における老朽化したあか筒の可能性のある物体の発見について」では、「旧軍の老朽化したあか筒の可能性のある物体が約760個発見され」、「今後、環境省では、当該物体の調査を行い、その結果を踏まえ、適切に処分する予定です」と記されている。

しかし、原処分により開示された書類6枚にも、環保安発第1710121号により開示された書類のどこにも、「旧陸軍特定施設跡地における老朽化したあか筒の可能性のある物体」の処理に関する記載は存在しない。

以上により環境省の「特定市Aの地下水を分析した結果について

記載されているものである」は事実とは異なり、環境省の理由には根拠がない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求に対する処分庁の考え方は以下のとおりである。

特定市Aでは、特定年月日bから特定年月日cにかけて、土中からあか筒の可能性のある物体が約760個発見されているが、本件開示請求中の「特定年に特定市Aの民有地の工事現場で発見されたあか筒の可能性のある物体」（以下、「本件物体」という。）とはこのことを指している。

まず、本件開示請求中の請求文書1は不存在であることから、法9条2項の規定に基づき、不開示としたものである。

次に、本件開示請求中の請求文書2に該当する行政文書は保有している（文書2）ものの、文書2には、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを含んでいること、また、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを含んでいることから、法5条2号及び6号の規定に基づき、全て不開示としたものである。

一方、本件開示請求中の請求文書3については該当する「特定年度特定市Bにおける有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等に関する土壌・地下水・生体試料に係るジフェニルアルシン酸等分析報告書」のうち、該当する部分（文書3）を抜粋して開示したものである。

2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、「原処分により開示された行政文書のどこにも特定市Aのあか筒の処理に関する記述はない」と主張するが、上記1で説明したとおり、本件開示請求中の文書2は不開示としたものである。

さらに、審査請求人は、「請求した文書を正確に判断して対応すべきである」と主張するが、上記1で説明したとおり、保有する行政文書を確認して正確に判断して対応しているものである。なお、原処分により開示した行政文書は、業務名及び報告書面上に特定市Aとの記載がないために本件開示請求に対応した文書ではないと誤解され得る可能性があるものであるが、当時の担当者に確認した結果、開示した部分は特定市Aの地下水を分析した結果について記載されているものである。

以上のことから、審査請求人の主張は当たらない。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 平成30年1月9日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和元年7月4日 文書2の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、請求文書1につき、文書1を作成・取得しておらず保有していないとして不開示とし、請求文書2につき、文書2の全部を法5条2号及び6号に該当するとして不開示とし、請求文書3につき、文書3を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

審査請求人は、請求文書1については、処分庁は文書1を保有しているのが当然であり、請求文書2については、文書2は開示可能であり、請求文書3については文書3の他に該当する文書があるとして原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、文書2の見分結果を踏まえ、文書1の保有の有無、文書2の不開示情報該当性及び文書3の特定の妥当性について検討する。

2 文書1の保有の有無について

(1) 文書1の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、更に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 発見された老朽化した化学兵器をOPCWに申告する場合には、OPCWに対する申告書類の提出やそのために必要となる事務手続が行われる。文書1は、当該事務手続についての外務省との事務連絡に関する文書と解し原処分を行った。

イ 本件物体に関しては、外務省に協議した結果、申告の対象としないとの判断が示されたため、上記アの事務手続が行われず、これに関する文書は作成されていない。

なお、審査請求人が上記第2の2(2)アにおいて指摘する外務省ウェブサイト「国内における老朽化化学兵器事案（平成24年5月）」は、それ以降の記載内容の更新がなく、本件物体に係る記載がないことから、本件物体に関してはOPCWに申告されていない。

いことが分かる。

ウ 上記アの文書の外，上記イのOPCWに対する申告を行わないことについて，外務省との打合せ用の資料は作成していることが確認できたが，打合せ結果について文書を作成したか否かは確認できなかった。いずれにせよ，これらの文書の保存期間は1年未満であるため，既に廃棄している。

エ 上記ア及びウの文書の保存期間については，当時の標準文書保存期間基準は保存されていないが，上記アの文書に関しては5年間，ウの文書に関しては1年未満としていた。

その理由として，上記アの文書については，①本件物体に関する無害化処理の調達に係る決裁や請負業務報告書については，標準文書保存期間基準中の，「予算及び決算に関する事項」のうち「歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書」に該当することから5年間としており，②本件物体に関する無害化処理終了後，外務省やOPCWから問合せ等があり得ることから①と同様に5年間としたものである。上記ウの文書については，上記アの申告を行った際には，その前段階の打合せに関する資料は不要となるため，1年未満としている。これらの判断に当たっては，同種の案件につき，平成23年度にOPCWに対して申告を行った担当者に聴取し，同様の保存期間であることを確認している。

オ 本件開示請求及び審査請求を受け，念のため，関係部署の執務室内，書庫及びパソコン内の共有フォルダの探索を行ったが，上記ウの外務省との打合せに関する資料を含め，請求文書1に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記を踏まえ，以下検討する。

ア 当審査会事務局職員をして上記(1)イのウェブサイトを確認させたところ，本件物体に係る記述は認められなかった。また，諮問庁から担当室に保存されている標準文書保存期間基準の中で，最も古い平成26年11月当時のものの提示を受けて確認したところ，「歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書」の保存期間は5年であることが認められた。

イ 上記を踏まえ検討すると，本件物体につき，OPCWに対する申告が行われていないため，その事務手続につき外務省との事務連絡を行った文書は作成されていないという，諮問庁の上記(1)イの説明を覆すに足りる事情はない。

ウ また，当該申告に関しての外務省との打合せに関する資料は，請求

文書1に含まれるとすることが相当である。当該文書について、諮問庁は、上記(1)ウのとおり既に廃棄済みであると説明するが、上記アの標準文書保存期間基準の「他の行政機関が所管する業務に関する事項」において、「他の行政機関が所管する業務に関する照会・通知等に関する文書」の保存期間が5年とされていることも踏まえると、少なくとも、外務省との打合せの結果、申告が不要になったという結論について、文書を作成し5年保存とすべきではなかったかという疑問が残る。

エ しかしながら、外務省との打合せに関する資料を含め請求文書1に該当する文書を探索したが、存在を確認できなかったとする諮問庁の上記(1)オの説明を否定することもできず、またその探索の範囲も不十分とはいえないことから、環境省において、文書1を保有しているとは認められない。

3 文書2の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、文書2を見分したところ、文書2は本件物体の無害化処理を行った事業者が環境省に提出した無害化処理に関する報告書であると認められる。

(2) 別紙の3に掲げる部分について

ア 報告書本文の番号2, 6, 8ないし10, 12ないし14, 17, 18, 21, 22, 24, 25, 28, 30, 31, 34, 36及び38, 添付資料①の番号4, 7, 9, 11, 13ないし15, 18, 20, 21, 23, 26, 28ないし30, 32, 33, 36及び37, 添付資料②の番号1, 添付資料④の番号3, 5及び6並びに添付資料⑤の番号4, 5, 7, 10, 12, 14及び16に掲げる部分

当該部分には、本件物体を処理した請負事業者の独自のノウハウである無害化処理工程や処理に係る期間、事業所の操業期間、業務実施体制などの内部管理情報を示す記載があり、これを開示することにより、当該請負事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分

当該部分には、本件物体を処理した請負事業者の名称、所在地、電話番号、許可番号、印影、社員の氏名、本報告書の提出先、無害化処理方法の種類、請負事業者独自の設備・呼称、作業風景、請負事業者が再委託した事業者の名称、所在地、電話番号、許可番号、所属する環境計量士の氏名、印影等が記載されていることが認められる。これを開示することにより、当該請負事業者等が特定され、本件物体の受入れ・処理を行っていることについて風評被害等が生じて当該請負事

業者等の営業上の利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するため、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙の3に掲げる部分以外の部分について

当該部分は、本件物体の無害化処理に関する一般的な事項や処理の結果無害化されたことを確認する計測結果等が記載されている部分であることから、これを開示することにより、本件物体を処理した請負事業者等が特定され、本件物体の受入れ・処理を行っていることについて風評被害等が生じて当該請負事業者等の営業上の利益を害するおそれは認められない。また、本件物体を処理した請負事業者の独自のノウハウや内部管理情報も記載されていないため、これを開示することにより、当該請負事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもない。さらに、これを開示することにより、国が今後同種の事業を実施する場合、当該請負事業者が、情報を公にされることをおそれて、業務の実施をちゅうちょするなど、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 文書3の特定の妥当性について

(1) 当審査会において、文書3を確認したところ、文書3は独立行政法人国立環境研究所が環境省に提出した特定年度特定市Bにおける有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等に関する土壌・地下水・生体試料に係るジフェニルアルシン酸等分析業務についての報告書の表紙、目次及び特定市Bとの記載のない地下水試料の分析結果に関する部分であったが、上記の地下水試料が本件物体に係るものである旨の記述は認められないことから、文書3の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、更に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 特定年度特定市Bにおける有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等に関する土壌・地下水・生体試料に係るジフェニルアルシン酸等分析業務では、報告書名ともなっている特定市Bから採取された土壌・地下水試料の外、同時期に発見された本件物体に関し、特定市Aの地域から採取された土壌サンプル試験調査（地下水試料及び土壌試料）も併せて行っており、文書3は、そのうち特定市Aから採取された地下水試料に係る抜粋である。

イ 文書3が、本件物体に係る地下水調査報告書（請求文書3）に該当する証左として、本件物体に係る回収・確認作業等業務実施報告書（以下「回収作業等報告書」という。）には、「A区域」のG.L.

－ 5. 5 m（地下 5. 5 m）において採取した地下水を分析した結果、D P A A（ジフェニルアルシン酸）、P A A（フェニルアルソン酸）、P M A A（フェニルメチルアルシン酸）がいずれも不検出（N. D.）であったことが記載されているが、文書 3 の地下水試料に関する記載と一致している。

ウ なお、回収作業等報告書には、本件物体に係る特定市 A から採取された地下水試料の試験結果についての記載があるものの、回収作業等報告書は、回収作業等を行った事業者が回収作業等の経過を報告するための文書であり、地下水試料の試験は当該事業者が行ったものではなく、当該事業者が入手した試験結果を参考までに記載したものであり、地下水試料の試験結果の調査報告を行ったものではないことから、請求文書 3 に該当しない。また、この外に請求文書 3 に該当するものは存在しない。

（2）当審査会において、諮問庁から回収作業等報告書の該当部分の提示を受けて確認したところ、上記（1）イのと通りの記載が認められた。そうすると、上記（1）アないしウの諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、また、環境省において、文書 3 の外に請求文書 3 を保有しているとは認められないことから、処分庁が、文書 3 を請求文書 3 として特定したことは妥当である。

5 付言

処分庁は、本件開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」の項目には、全部開示することとした文書 3 のみを記載する一方、「不開示とした部分とその理由」の項目には、「別紙 1 のとおり」とし、当該別紙 1 に「文書名」欄を設け、保有していないとした文書 1 及び全部不開示とした文書 2 についてそれぞれ記載している。文書 3 の名称が請求文書 3 の名称と極めて乖離していることと相まって、本件開示請求通知書における記載からは、本件請求文書と本件対象文書との対応関係及び開示決定等の内容が不明確となっており、今後、処分庁においては、開示決定通知書の記載を適切に行うことが望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、請求文書 1 につき文書 1 を保有していないとして不開示とし、請求文書 2 につき文書 2 の全部を法 5 条 2 号及び 6 号に該当するとして不開示とし、請求文書 3 につき文書 3 を特定し、開示した決定については、環境省において文書 1 を保有しているとは認められないので、文書 1 を保有していないとして不開示としたことは妥当であり、同省において文書 3 の外に請求文書 3 の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書 3 を特定したことは妥当であり、文書 2 のうち、別紙の 3 に掲げる部分は、

同条2号イに該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、その余の部分は、同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

1 本件請求文書

特定年に特定市 A の民有地の工事現場で発見されたあか筒の可能性がある物体の処理に関する書類（OPCWへの申告に関しての外務省と環境省の事務連絡に関する書類，あか筒の廃棄処理に関する書類を含む）及び地下水調査報告書

2 本件対象文書

文書 1 特定年に特定市 A の民有地の工事現場で発見されたあか筒の可能性がある物体の処理に関する書類（OPCWへの申告に関しての外務省及び環境省の事務連絡に関する書類）

文書 2 特定年に特定市 A の民有地の工事現場で発見されたあか筒の可能性がある物体の処理に関する書類（あか筒の廃棄処理に関する書類）

文書 3 特定年度特定市 B における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等に関する土壌・地下水・生体試料に係るジフェニルアルシン酸等分析業務報告書（抜粋）

3 法 5 条 2 号イに該当する部分

分類	頁	番号	不開示部分
報告 書本 文	表紙	1	下部の事業者の名称
	目次 1	2	「4. 2」の項目名及びその下の 5 行，並びに「4. 3」，「4. 4」，「5. (1)」，「5. (2)」の各項目名
		3	「4. 5」の項目名 7 文字目まで，「5. 」の項目名 4 文字目ないし 8 文字目及び「7. 」の項目名 3 文字目まで
	目次 2	4	「添付資料④：」の資料名 8 文字目ないし 10 文字目及び（）内 1 2 文字目まで並びに「添付資料⑤：」の資料名 1 3 文字目まで
	1	5	「(6)」のうち，事業者の名称，住所，電話番号及び F A X 番号
	2	6	「図 2」の標題を除く全て
	3	7	「3. 1」の本文 1 行目 1 5 文字目ないし 2 2 文字目並びに「図 3 - 1」の下から 2 番目の枠 4 文字目まで及び下から 1 番目の枠 8 文字目まで

	8	「図3-1」の全て（標題名，上から2枠及び下から2枠を除く）
4	9	「図3-2」の標題を除く全て
5	10	「3.2」の本文2行目21文字目以降，3行目19文字目まで及び後ろから6文字目，8行目ないし10行目並びに（2）ないし（4）の各項目名
	11	「（5）」及び「（6）」の各項目名4文字目まで並びに「（6）」の項目名6文字目ないし8文字目
6	12	「図3-3-1」の全て（図の標題，図の上の「2013年12月」及び図の1段目を除く。）
7	13	「図3-3-2」の全て（図の標題，図の上の「2014年1月」，及び図の1段目を除く。）
8	14	「図3-3-3」の全て（図の標題，図上の「2014年2月」，及び図の1段目を除く。）
9	15	「図3-4」の標題を除く全て，2つ目の○の項目名，本文1行目9文字目まで，12文字目ないし15文字目及び後ろから17文字目以降，本文3行目4文字目ないし10文字目，30文字目ないし32文字目，後ろから1文字目及び4行目2文字目まで並びに「○排水」の項目の本文1行目3文字目まで，後ろから7文字目以降，2行目及び3行目
10	16	「表3-1」の表中「項目」欄の見出しを除く2段目及び3段目並びに「備考」欄の見出しを除く2段目，3段目，4段目及び5段目の各欄の1行目3文字目まで
	17	「表3-1」の表中「頻度」欄全て及び「実施者」欄全て
11	18	「（1）」の本文1行目10文字目まで並びに「（2）」の本文1行目12文字目ないし16文字目及び19文字目ないし33文字目
	19	「（1）」の本文1行目後ろから5文字目以降，2行目（後ろから8文字目及び7文字目を除く），3行目6文字目まで及び後ろから9文字目以降，「図4-1」の3つの図の全部（標題を除く。）並びに「（2）」の本文1行目後ろから9文字目ないし3文字目及び2行目7文字目ないし13文字目
12	20	「図4-2」の2つの図の全部（標題を除く。）

	2 1	「4. 2」の項目名及びその下全て
1 3 ないし 2 8	2 2	全て
2 9	2 3	「4. 5」の項目より上全て並びに「4. 5」の項目名7文字目まで、本文1行目8文字目まで、2 2文字目ないし2 4文字目、2行目8文字目ないし1 0文字目、2 6文字目ないし2 8文字目、後ろから8文字目ないし5文字目、3行目1 1文字目ないし2 5文字目及び4行目7文字目まで
	2 4	「4. 5」の本文5行目8文字目以降及び6行目ないし9行目
3 0	2 5	1行目ないし3行目
	2 6	「図4－2 0」の標題、3つの図の全て（標題を含む。）
3 1	2 7	「5. 」の項目名4文字目ないし8文字目及び「(1)」本文3行目3文字目ないし7文字目
	2 8	「(1)」項目名及び本文1行目1 3文字目ないし3 0文字目、後ろから4文字目以降、2行目1 2文字目まで、3行目1 0文字目ないし2 0文字目、後ろから1 4文字目ないし8文字目、後ろから4文字目以降、4行目及び5行目1 4文字目まで並びに「表5－1」の標題1 1文字目まで、表中「試料」欄の右側全て、「サンプリング時間」欄全て及び「実測値」欄全て
3 2	2 9	「図5－1」の2つの図（標題を除く。），「(2)」の本文3行目9文字目まで、7行目3文字目ないし7文字目及び1 0行目1 4文字目ないし2 1文字目
	3 0	「(2)」の項目名、本文1行目6文字目ないし2 4文字目、後ろから9文字目以降、2行目5文字目まで、3行目1 2文字目以降、4行目、5行目6文字目まで、1 2文字目ないし1 8文字目、2 2文字目以降、6行目後ろから1 0文字目まで、7行目1 0文字目ないし2 0文字目、後ろから1 4文字目ないし8文字目まで、後ろから4文字目以降、8行目及び9行目1 5文字目まで

	3 3	3 1	「表5－2」の標題1 1文字目まで，表中「試料」欄の右側全て，「サンプリング時間」欄全て及び「実測値」欄全て
		3 2	「表5－2」の表中「試料」欄の左側の見出しを除く2 段目
	3 4	3 3	「図5－2」の3つの図（標題を除く。），標題4文字目ないし8文字目及び右上の図の標題3文字目まで，「6.」の本文1行目7文字目ないし1 2文字目並びに「7.」の項目名3文字目まで，本文1行目8文字目ないし1 0文字目及び2行目2文字目ないし1 4文字目
		3 4	「7.」の本文1行目後ろから1 0文字目以降
	3 5	3 5	「8.」の本文3行目2 3文字目ないし2 7文字目及び5行目後ろから1 8文字目ないし1 5文字目並びに「表6－1」の表中最上段右から2番目の欄の1行目
		3 6	「表6－1」の表中見出しを除く全て（注を含む。）
	3 6	3 7	「表6－2」の標題後ろから6文字目以降，表中最上段左から2番目及び3番目の各欄の1行目4文字目まで，最上段右から2番目の欄の1行目並びに「* 2. * 3」の1行目4文字目まで，2行目1 4文字目ないし1 8文字目及び「* 4」の1 8文字目ないし2 1文字目
		3 8	「表6－2」の表中左から1番目及び2番目の各欄の見出しを除く2 段目以降及び右から1番目ないし4番目の各欄の見出しを除く全て並びに「* 4」の6文字目まで
	3 7	3 9	「添付資料④：」の資料名8文字目ないし1 0文字目及び（）内1 2文字目まで並びに「添付資料⑤：」の資料名1 3文字目まで
	添付資料 ①	1（表紙）	1
2（目次）		2	「4.」の項目名（）内1 6文字目ないし1 8文字目
3		3	「（4）処理対象物」本文4行目後ろから1 2文字目以降，5行目2文字目まで及び1 2文字目ないし

		2 3 文字目並びに「(6) 業務実施機関」のうち、事業者の名称、所在地、電話番号及びFAX番号
4	4	「図2. 1」の標題を除く全て
	5	「図2. 2」の標題を除く全て
5	6	最上部の枠内2行目後ろから13文字目以降及び3行目10文字目まで、上から2番目の枠内の全て(「無害化処理」を除く。)、3番目左の枠内の全て(「※1・2」を除く。)、5番目左の枠内1行目3文字目まで及び2行目ないし4行目並びに5番目右の枠内の全て(「※1・2」を除く。)
	7	下部「※1:」の本文12文字目まで及び下部「※2:」の本文4文字目まで
6	8	「3.」の本文1行目後ろから18文字目ないし5文字目、2行目9文字目ないし20文字目、3行目12文字目ないし30文字目、4行目12文字目まで、9行目後ろから5文字目以降、10行目6文字目まで及び11行目3文字目ないし9文字目及び13行目4文字目ないし15文字目
	9	「3.」の本文11行目後ろから9文字目以降、14行目2文字目ないし17文字目及び後ろから4文字目以降並びに15行目2文字目まで
7	10	「4.」項目名()内16文字目ないし18文字目及び「4. 1」の本文1行目16文字目ないし18文字目並びに「図4. 1」の下から2番目の枠4文字目まで及び下から1番目の枠8文字目まで
	11	「4. 1」の本文2行目17文字目以降及び3行目23文字目まで並びに「図4. 1」の全て(標題名、上から2枠及び下から2枠を除く)
8	12	左上の写真及び標題の7文字目まで、左中、左下、右上、右下の各写真(標題を除く。), 「図4. 2」の標題の()内全て
9	13	「図4. 3」の標題を除く全て
10	14	「4. 2」の項目名を除く全て
11	15	本文30行目まで
	16	「(7)」の項目名9文字目ないし12文字目並びに本文下から2行目後ろから2文字目以降及び最終行2文字目まで

	1 2	1 7	(1) の項目名 3 文字目まで及び本文 1 行目 4 文字目まで
		1 8	(1) の本文 1 行目後ろから 5 文字目以降, 2 行目, 3 行目 5 文字目まで, 1 6 文字目以降及び 4 行目並びに (2) の本文 1 行目後ろから 1 3 文字目ないし 2 文字目及び 2 行目 4 文字目ないし 2 0 文字目
	1 3	1 9	「図 4. 5」の全て (標題の後ろから 6 文字目以降を除く。)
	1 4	2 0	「5. 1」の本文 2 行目 1 5 文字目ないし 3 8 文字目, 後ろから 3 文字目以降, 3 行目及び 4 行目並びに「2 0 1 3 年 1 2 月」の下の図の 1 段目を除く全て
	1 5	2 1	「2 0 1 4 年 1 月」及び「2 0 1 4 年 2 月」の下の各図の 1 段目を除く全て並びに「※」の全て
	1 6	2 2	「図 5. 2」の標題を除く全て
	1 7	2 3	「5. 2」本文 1 行目 1 7 文字目ないし 3 3 文字目, 1 つ目の○の項目の本文 3 行目 1 4 文字目以降, 4 行目 3 0 文字目まで並びに「○排水」の項目の本文 2 行目 1 8 文字目以降, 3 行目, 4 行目及び 5 行目 1 8 文字目まで
		2 4	1 つ目の○の項目名, 本文 1 行目 9 文字目まで, 1 2 文字目ないし 1 5 文字目及び後ろから 1 1 文字目以降, 2 行目 6 文字目まで並びに「○排水」の項目の本文 1 行目 3 文字目まで
	1 8	2 5	「表 5. 1」の表中「項目」欄の見出しを除く 1 段目及び 2 段目並びに「備考」欄の見出しを除く 1 段目の 1 行目 3 文字目まで, 3 段目 2 文字目まで及び 4 段目の 1 行目 3 文字目まで
		2 6	「表 5. 1」の表中「頻度」欄全て及び「実施者」欄全て
	2 0	2 7	「図 6. 1」の標題 8 文字目まで, 図中「総括安全衛生管理者」の代表取締役社長の氏名, 「安全衛生委員会」の「会社推薦委員」及び「組合推薦委員」の各項目の該当者及び説明部分, 「安全管理者」「衛生管理者」の氏名並びに「産業医」の病院名及び医師名
		2 8	「図 6. 1」の図中右側「安全の技術事項の管理」

			「(各職場の安全衛生) 監督者」「(各職場の安全衛生) 実施者(課員)」の各記載の上の部分全て
	2 1	2 9	「図 6. 2」の標題を除く全て
	2 2	3 0	「7. (2) ニ」の本文 5 文字目ないし 1 5 文字目
		3 1	「7. (2) ホ」の本文 1 行目後ろから 1 0 文字目以降, 2 行目 2 文字目まで及び 5 文字目ないし 1 1 文字目まで, 並びに「7. (4) ハ」の本文 2 行目後ろから 1 0 文字目から 4 文字目まで
	2 3	3 2	「表 7. 1」の表中「メーカー」及び「型式」の各欄の全て
	2 4	3 3	本文下から 2 行目後ろから 6 文字目以降及び最終行 1 文字目
		3 4	表中「地震」欄 4 行目後ろから 3 文字目以降, 5 行目 1 文字目, 7 行目 1 8 文字目ないし 2 0 文字目及び 8 行目 1 0 文字目ないし 1 8 文字目
	2 5	3 5	表中「地震」欄 2 行目 3 文字目ないし 6 文字目及び 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目
		3 6	表中「停電」欄 1 行目<>内全て及び 7 行目<>内全て
	別紙 1 ないし 7	3 7	全て
添付資料 ②	表紙を除く全て	1	全て
添付資料 ③	表紙を除く全て	1	全て
添付資料 ④	表紙	1	2 行目 8 文字目ないし 1 0 文字目及び 3 行目 2 文字目ないし 1 3 文字目
	1 及び 5 ない し 1 1	2	右上 1 行目, 左上の宛先部分, 右上事業者の名称及び住所, 事業所の名称, 郵便番号, 住所, 電話番号, F A X 番号, 登録番号及び印影, 環境計量士の氏名及び印影, 上の表中「測定施設名」欄, 「所在地住所」欄及び「測定者」欄並びに下の表中「計量の項目」欄の見出しを除く 1 段目, 3 段目の 2 行目及び 4 段目の 2 行目, 「備考」欄 1 行目 2 文字目及

			び 3 文字目
		3	右上 2 行目並びに上の表中「測定年月日」及び「受付年月日」の各欄
		4	右上 1 行目，左上の宛先部分，右上事業者の名称，郵便番号及び住所，事業所の名称，郵便番号，住所，電話番号，FAX番号，登録番号及び印影，環境計量士の氏名及び印影並びに上の表中「試料名」欄及び「採取箇所」欄
	2 及び 4	5	右上 2 行目並びに上の表中「採取月日」及び「計量を実施した期間」の各欄
		6	右上 1 行目並びに上の表中「採取月日」及び「試験を実施した期間」の各欄
	3	7	左上の宛先部分，右上事業所の名称，郵便番号，住所，電話番号，FAX番号，登録番号及び印影並びに上の表中「試料名」欄，「採取箇所」欄及び「特記事項」欄
添付 資料 ⑤	表紙	1	2 行目の 1 3 文字目まで
	1	2	左上の宛先部分及び下部の事業者の名称及び印影
		3	左上の宛先部分，右上の事業者の名称，住所，代表取締役の氏名，電話番号及び印影，「2）処理施設」のうち，項目名以外の部分（「所在地：」の文字を除く），「3）最終処分」のうち，項目名以外の部分，「4）運送会社」のうち，項目名以外の部分，「5）無害化方法」のうち，項目名以外の部分，「7）②」の項目名 8 文字目まで並びに「7）③」の項目名 2 文字目まで
		4	右上の日付及び「7）処理工程」のうち，右側の日付部分並びに下から 2 行目，最終行目の 6 文字目及び 7 文字目
	3	5	1 行目及び 2 行目並びに「表 1」の標題 4 文字目まで，表中「試料」欄の右側全て，「サンプリング時間」欄全て及び「実測値」欄全て
		6	4 行目の 4 文字目まで及び 1 2 文字目ないし 1 5 文字目並びに「表 1」の標題 1 6 文字目及び 1 7 文字目
	4	7	「表 2」の標題 1 1 文字目まで，表中「試料」欄の右側全て，「サンプリング時間」欄全て及び「実測

			値」欄全て
		8	「表2」の表中「試料」欄の左側の見出しを除く2段目
	5	9	枠外分析機関の名称及び所在地，枠外3行目【】内4文字目まで，枠内右上1行目，枠内左上の宛先部分，枠内右上事業者の名称及び住所，事業所の名称，郵便番号，住所，電話番号，FAX番号，登録番号及び印影，環境計量士の氏名及び印影，枠内上の表中「測定施設名」欄，「所在地住所」欄及び「測定者」欄並びに枠内下の表中「計量の項目」欄の見出しを除く1段目，3段目の2行目及び4段目の2行目並びに「備考」欄1行目2文字目及び3文字目
		10	枠外3行目【】内12文字目以降，枠内右上2行目並びに枠内上の表中「測定年月日」及び「受付年月日」の各欄
	6ないし11	11	枠外上【】内4文字目まで，枠内右上1行目，枠内左上の宛先部分，枠内右上事業者の名称及び住所，事業所の名称，郵便番号，住所，電話番号，FAX番号，登録番号及び印影，環境計量士の氏名及び印影，枠内上の表中「測定施設名」欄，「所在地住所」欄，「測定者」欄並びに枠内下の表中「計量の項目」欄の見出しを除く1段目，3段目の2行目及び4段目の2行目並びに「備考」欄1行目2文字目及び3文字目
		12	枠外上【】内12文字目以降，枠内右上2行目並びに枠内上の表中「測定年月日」及び「受付年月日」の各欄
	12及び13	13	枠外上【】内4文字目まで及び7文字目ないし9文字目，枠内右上1行目，枠内左上の宛先部分，枠内右上事業者の名称，郵便番号及び住所，事業所の名称，郵便番号，住所，電話番号，FAX番号，登録番号及び印影，環境計量士の氏名及び印影並びに枠内上の表中「試料名」欄及び「採取箇所」欄
		14	枠外上【】内12文字目以降，枠内右上2行目並びに枠内上の表中「採取月日」及び「計量を実施した期間」の各欄

	1 4	1 5	枠外上【】内 4 文字目まで及び 7 文字目ないし 9 文字目，枠内左上の宛先部分，枠内右上事業所の名称，郵便番号，住所，電話番号，FAX 番号，登録番号及び印影並びに枠内上の表中「試料名」欄，「採取箇所」欄及び「特記事項」欄
		1 6	枠外上【】内 1 2 文字目以降，枠内右上 1 行目並びに枠内上の表中「採取月日」及び「試験を実施した期間」の各欄

(注) 行数の数え方については，表の枠線及び空白は数えない。また，文字数の数え方は，句読点及び半角文字も 1 文字と数える。